

**平成28年
第2回定例会(12月議会)
建設委員会
提出資料**

【予算関係資料】

出 納 局

目 次

人事給与庶務システムの改修について	1
(総務事務センター)	

人事給与庶務システムの改修について

平成 28 年 12 月 5 日

総務事務センター

1 目 的

人事委員会勧告を受けた扶養手当の改定に対応するため、人事給与庶務システムの改修を行う。

2 扶養手当の改定の概要

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げ
- ・ 受給者への影響を勘案し、段階的に実施

3 システム改修

① 内 容

人事委員会勧告を受けた扶養手当の改定により、配偶者に係る手当額の引き下げと、子に係る手当額の引き上げが段階的に行われるため、年度毎に定められた手当額に改定できるようにするほか、扶養手当対象者の区分が配偶者、子、父母等に細分化されたことから区分を新たに設定する。

② 期間等

- ・ 改修期間 平成 29 年 1 月～平成 29 年 3 月
- ・ システム稼働 平成 29 年 4 月 1 日

③ 経 費

プログラム改修費 11,813 千円（消費税込み）

(参考)

○ 人事給与庶務システムについて

職員の服務管理、手当認定、福利厚生、児童手当支給などの事務処理を、発生源入力、電子決裁により迅速かつ効率的に行うため、平成 17 年 7 月より運用している。